ハラスメント対策について

1.ハラスメント防止方針
AZ－COM丸和グループの人権方針に定めるとおり、当社と運送委託契約を締結している個人事業主のドライバーも同様とする。

2.相談窓口
①当社では、業務委託先の皆様が安心して業務を遂行できる環境を整備するため、ハラスメント相談窓口を設置しております。
当社従業員や役員からの不適切な言動、威圧的な対応、性的な言動その他ハラスメントに該当すると思われる事案がありましたら、下記窓口までご相談ください。
【相談窓口】
AZCOM 丸和グループ「パートナー企業様ホットライン」
TEL：0120-966-671
メールアドレス： maruwa-info@momotaro.co.jp
※電話受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時
※ご相談には、 AZCOM 丸和グループ法務部門が若狭法律事務所弁護士にも相談し、真摯に対応いたします。
※相談内容については秘密を保持し、相談したことを理由として配車や契約条件等で不利益な取扱いを行うことはありません。

②近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらないさまざまな働き方が増えています。
これらの方は、フリーランス、個人事業主、クラウドワーカーなどと呼ばれ、労働基準法上の労働者ではないとされています。
フリーランス・トラブル 110 番は、まさにこのような働き方をする方のための相談窓口です。
フリーランス法が 2024 年 11 月 1 日に施行されました。フリーランス法違反と考えられる場合に、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省へ申出をする際のアドバイスも受け付けています。
【社外相談窓口】
フリーランス・トラブル 110 番
「フリーランス・トラブル 110 番」は、相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします。
相談は無料。電話・メールで相談できます。匿名でも OK です。
本サービスは、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。
電話 0120-532-110（受付時間 9：30～16：30／土日祝日を除く）
ホームページ https://freelance110.mhlw.go.jp/

3.参考資料
ハラスメント対策 BOOK（日本商工会議所）

以上